鹿島学術振興財団 2025 年度 国際共同研究援助 募集要項

１．援助の趣旨

当財団の援助対象研究分野における、独創的、先駆的な国際共同研究を援助することにより、我が国の学術の発展並びに学術の国際交流、国際的に活躍する研究者育成等に寄与することを目的とします。

２．援助対象の研究分野

工学を含む自然科学、人文・社会科学、学際融合的な分野における下記の研究領域が主な対象となります。

(1) 都市・居住環境の向上
(2) 国土・資源の有効利用
(3) 防災・危機管理の推進
(4) 文化・自然環境の保全

※ (1)～(4)に関連する社会システム、情報技術等先端技術に関するものを含む

３．申請資格

(1) 申請代表者は、我が国の大学等の研究機関に所属する常勤の研究者であり、海外の大学等の研究機関の研究グループと共同で研究を行う研究グループの代表者とします。
新規申請が採択された申請代表者は研究代表者として、研究計画の推進、援助期間中及び終了時に必要となる各種申請・報告、援助金の管理等について責任を持って行っていただきます。

(2) 申請に際しては、原則として国内の共同研究グループ間、並びに海外の共同研究グループとの間で研究計画に関する基本的な合意がなされている必要があります。

４．募集期間

2024 年 7 月 1 日(月)～10 月 31 日(木)までに当財団電子申請システムにて申請手続きを完了してください。

５．援助金額及び援助期間

(1) 援助金額　総額　約 5,000 万円（予定）
1 件当たりの援助金は、継続援助（2 年目）を含めて 1,000 万円以内とします。
援助金は、新規申請、継続援助申請に基づいてそれぞれ決定します。

(2) 援助期間
原則 1 年または 2 年までとします。
今回募集の援助対象となる研究期間は 2025 年 4 月～2026 年 3 月です。
2 年目の継続援助を希望する場合は、新規申請書の「継続援助（2 年目）希望

の有無」に必ず「希望あり」とし、申請予定金額を記入して申請してください。

(3) 継続援助申請手続き

初年度申請時に継続援助を希望した採択者は、WEB 申請システムより、上記の「4.募集期間」内に「中間報告書兼継続申請書」を提出(アップロード)し、継続援助申請手続きをしてください。

提出された「中間報告書兼継続申請書」等に基づいて、進捗状況などを審査のうえ、継続援助申請の採否、援助金を決定します。

6．援助金の使途

(1) 援助金は、原則として日本人研究グループの研究費用が対象になります。ただし、日本人研究グループの研究に伴う海外共同研究グループの旅費等については対象とすることができます。

(2) 援助金には、研究に必要な設備備品費、消耗品費、研究者の旅費、謝金、印刷製本費、運搬費、会議費、研究管理費（援助金額の 5%以内）等を含めることができます。ただし、設備備品費は原則として年度援助金額の 30%を超えないものとするとともに、当該研究の実施に直接必要なものに限ります。設備備品費が 30%を超えるときは「5. 研究計画の要約」欄に理由を付記してください。

(3) 新規申請（1 年目)、継続援助申請（2 年目）が採択された研究代表者は、当該年度の「援助申請額使途内訳」を採択金額に応じて修正の上、「援助額使途内訳」を作成し、当該年度の 5 月末までに WEB 申請システムより提出してください。

(4) 援助決定後、援助金の使途（年度援助金額の 30%を超えるような場合）、研究計画を大幅に変更する必要が生じた場合は、必ず事前に事務局までご連絡ください。研究計画に重要な変更が生じる場合、また、事前の連絡がなく変更した場合等は、援助の取り消し、あるいは援助金の返還（全額または一部）を求める場合があります。

(5) 当財団は、援助金の一部を所属機関の間接経費に充てることについては、想定しておりません。

7．申請手続

(1) 申請代表者は、当財団ホームページ上に設定された WEB 申請システムに従って、所属機関の長（学長、研究科長、学部長等）の推薦を受けた上で申請書を作成後、申請書を提出（アップロード）してください。

(2) 申請代表者は、当援助が決定した際の共同研究実施体制の確認のため、海外の共同研究グループの代表者から研究課題等が記載された署名入りの同意書面（書式は自由）を取得し、提出（アップロード）してください。

(3) 募集要項、申請用紙等は当財団ホームページよりダウンロードできます。

当財団ホームページアドレス https://www.kajima-f.or.jp/

＜申請手順＞

① マイページの取得（ＩＤとパスワード等を設定）

②「申請基本情報」を申請システムから登録

③「申請書類一式」をダウンロード、作成後アップロード

④ 申請電子データ受付をメール受信にて確認

８．選考方法

選考は選考委員会において行い、理事会で決定します。

なお、選考の過程で面接による審査を行うことがあります。

９．選考結果の通知等

(1) 採択予定者に対する内定通知を 2025 年 2 月末頃までにメールにて送付後、2025 年 3 月中旬に全申請者に対して文書により採否を通知します。

(2) 新規採択者を対象とする助成金贈呈式を 2025 年 3 月下旬に開催の予定です。

(3) 採否の理由についてのご照会には一切応じかねますのでご了承ください。
なお、採択者の援助決定金額は申請額を下回る場合があります。

10．成果報告等の提出

(1) 採択された研究代表者は、研究の成果・結果については援助期間終了後（継続援助者は 2 年目援助期間終了後）に、会計については各年度終了後に当財団にＷＥＢ申請システムより報告していただきます。

(2) 財団所定の実施報告とは別に、継続援助期間を含む援助期間終了後１年以内に、海外の共同研究者グループとの共著論文・出版（英文等）等、研究成果にふさわしい方法により、成果報告の提出をお願いいたします。

(3) 当援助による研究成果の発表は自由です。ただし、論文等には当財団からの援助であることを記述してください。また、成果報告は当財団年報に掲載させていただくと共に、当財団の「研究発表会」等での発表をお願いすることがあります。（(成果報告の当財団ホームページへの掲載については検討中）

11．その他

(1) 過去に当財団の助成援助を受給し終了した方も申請いただけます。
ただし、当財団の特定テーマ研究助成、研究者交流援助・派遣の申請者は、それらの申請と重複して、申請代表者として本研究援助の申請を行うことはできません。
また、当財団の一般研究助成の申請代表者は、その一般研究助成の申請内容が本研究助成の申請内容と同一または類似の申請内容であるときは、その申請と重複して、申請代表者として本研究助成の申請を行うことはできません。

(2) 採択された研究課題、研究代表者名等については当財団の年報及びホームページ等に、申請内容（研究計画等）については年報に掲載いたします。
なお、申請者のその他の個人情報は、ご本人への必要な連絡、選考手続等の目

的以外には使用しません。

(3) 採択後、援助条件に違反する事項が明らかになった場合は、遡って採択の取り消し、援助金の返還（全額または一部）を求めることがあります。

以　上